

今回のニュースレターでは、当事務所の近況といたしまして、①代表弁護士・木村哲也が青森県社会保険労務士会・八戸支部の研修会で「ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件の最高裁判決を踏まえた実務対応」と題する講演を行ったこと、②不倫慰謝料の案件のご依頼について着手金半額のキャンペーンを実施中であることをご報告させていただきます。

1 講演「ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件の最高裁判決を踏まえた実務対応」

2018年8月3日、青森県社会保険労務士会・八戸支部からのご依頼により、当事務所の代表弁護士・木村哲也が研修会の講師を務めました。研修会では、「ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件の最高裁判決を踏まえた実務対応」と題する講演を担当させていただきました。



ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件は、正社員と非正規社員の待遇格差について、労働契約法20条違反が争われていた注目事案でしたが、2018年6月1日に最高裁判決が下されました。両最高裁判決で判示された内容は、近時の労働契約法20条関連の諸判例と合わせて、企業・法人の労働契約法20条対応に当たっての指針となるものであり、社会保険労務士の方々にあっても、顧問先・関係先の企業・法人への支援において十分に分析・検討していくことが求められています。

講演では、ご出席されていた社会保険労務士の方々に対し、労働契約法20条等に関する基礎知識の整理、ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件の最高裁判決の解説、両最高裁判例や近時の諸判例を踏まえた今後の実務対応などについてお話させていただきました。

2 不倫慰謝料のご依頼案件の着手金半額キャンペーン

当事務所では、離婚や不倫慰謝料といった男女トラブルに関するご相談・ご依頼を多数お受けしております。この度、不倫慰謝料のご依頼案件について、通常は10万円(税別)の着手金(ご依頼時に発生する費用)を、2018年10月31日までの期間限定キャンペーンとして、半額の5万円(税別)とさせていただきます。

不倫慰謝料を請求したい側、不倫慰謝料を請求された側、いずれの方もご利用可能なサービスとなっております。なお、ご依頼いただかない場合であっても、初回のご相談料は無料とさせていただきますので、まずはご相談だけでもお気軽にご利用いただければと考えております。詳しくは、当事務所の不倫慰謝料専門サイトを参照ください。不倫慰謝料の問題でお困りの方が周りにいらっしゃいましたら、是非、当事務所をご紹介いただければと存じます。

●当事務所の不倫慰謝料専門サイト：<https://hachinohe-isharyou.com/>

お問合せ **八戸シティ法律事務所** 代表弁護士 木村哲也

電話番号 **0120-146-111** FAX**0178-38-9230** <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日 応相談